

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--|--|------------|--|---|------|-------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 医事システム帳票変更作業 | 独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 石川 齊 | 平成24年1月4日 | 富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1 | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないことから、会計細則第52条第6項に該当。 | — | 1,393,350 | — | — | 前年度、公募を実施したが応募業者が1者であったため、競争に付しても入札者が見込まれないため。 | 19 | |
| フロア削減に係る原状回復工事及び改修工事 | 独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 大橋 哲郎 | 平成24年1月11日 | 大成建設(株)横浜支店 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目6番3号 | 現状回復工事であり、賃貸借契約において工事施工者が特定されていることから、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 161,700,000 | — | — | 事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。 | 5 | |
| 外科用イメージ装置修理一式 | 独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史 | 平成24年1月20日 | 成和産業(株)山口営業所 山口県山口市江崎字徳神二2213-6 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | — | 3,990,000 | — | — | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 平成23事業年度財務諸表等作成に伴う退職給付に係る会計諸数値数理計算業務委託 | 独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 大橋 哲郎 | 平成24年1月31日 | 三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 退職給付引当金の契約であり、他に競争相手が存在しないことから会計細則第52条第6号に該当するため | — | 1,575,000 | — | — | 退職給付引当金の契約であり、他に競争相手が存在しないため。 | 19 | |
| 平成17年度病院情報システム賃借(再リース) | 独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延 | 平成24年2月1日 | NECキャピタルソリューション(株) 北海道札幌市中央区大通西4丁目1番地 | 再リース契約であり、契約条件を満たす業者が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 2,399,460 | — | — | 使用を継続するには再リース契約をせねばならず、現行契約相手方以外に契約相手方が存在しないため。 | 19 | |
| 血液検査システム修理 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 廣瀬 彰 | 平成24年2月1日 | シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティックス(株) 東京都品川区東五反田3丁目20番14号 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | — | 1,837,500 | — | — | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------|--|------------|--|---|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 病棟改修等に伴うコンサルタント業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 工藤 慎三 | 平成24年2月1日 | エム・シー・ヘルスケア(株) 東京都港区赤坂2-9-11 | 現在行われている増改築工事と連動して既存病棟等の改修を行うものであり、増改築工事のコンサルタント契約を行っている当該業者と契約することが有利であるため、会計細則第52条第2号に該当。 | — | 3,990,000 | — | — | 現在行われている増改築工事と連動して既存病棟等の改修を行うものであり、増改築工事のコンサルタント契約を行っている当該業者と契約することが有利であるため。 | 14 | |
| X線CT装置(Aquilion64)X線管球交換修理 | 独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 西川 哲男 | 平成24年2月3日 | 東芝メディカルシステムズ(株)横浜支店 神奈川県横浜市西区高島2-6-32 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | — | 18,847,500 | — | — | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 日立X線透視撮影装置管球交換一式 | 独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史 | 平成24年2月13日 | (株)日立メディコ山口営業所 山口県山口市小郡高砂町1-8 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | — | 2,761,500 | — | — | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 香川労災病院救急棟増改築工事監理業務 | 独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也 | 平成24年2月17日 | 東畠建築事務所(株) 大阪府大阪市中央区伏見町四丁目4番10号 | 契約の性質又は目的が競争に適さないことから、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 18,318,300 | — | — | 当該工事について設計段階から一連の業務であるため。 | 14 | |
| 頸関節処置用ファイバースコープ修理 | 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町宇南ヶ丘1 契約担当役 院長 河津 俊太郎 | 平成24年2月23日 | (株)シバタ医理科八戸営業所 青森県八戸市大字白銀3丁目7-1 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | — | 1,044,750 | — | — | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| CTバージョンアップ10列から16列へ | 独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 工藤 慎三 | 平成24年3月1日 | シーメンス・ジャパン(株) 福岡県福岡市博多区博多駅前1-21-28 | 医療機器(CT)のバージョンアップであり、当該メーカー以外対応できないため、会計細則第52条第6号に該当。 | — | 3,990,000 | — | — | 医療機器(CT)のバージョンアップであり、当該メーカー以外対応できないため。 | 19 | |

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------|---|------------|--|---|------|------------|-----|----------|--------------------------------------|----------------------|----|
| アンギオ(脳血管)の管球交換作業 | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1 契約担当役 院長 南條 輝志男 | 平成24年3月15日 | (株)フィリップスエレクトロニクスジャパン 東京都港区南2丁目13番37号 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | — | 19,170,000 | — | — | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| CT(16列)の管球交換作業 | 独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1 契約担当役 院長 南條 載志男 | 平成24年3月15日 | (株)フィリップスエレクトロニクスジャパン 東京都港区南2丁目13番37号 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | — | 14,100,000 | — | — | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 超音波診断装置修理 一式 | 独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也 | 平成24年3月19日 | 東芝メディカルシステムズ株式会社 香川県高松市寿町1-3-2 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | — | 1,995,000 | — | — | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |
| 職員宿舎G棟受水槽ポンプ整備交換 | 独立行政法人労働者健康福祉機構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 廣瀬 彰 | 平成24年3月28日 | (株)鹿島テクノス 茨城県鹿嶋市大字光3番地 | 受水槽ポンプ故障により水道水供給が停止するため、会計細則第52条第1号に該当。 | — | 1,102,500 | — | — | 受水槽ポンプ故障により水道水供給が停止するため。 | 13 | |
| ショックウェーブコイル交換 | 独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 離井 亞 | 平成24年3月28日 | すみれ医療(株) 東京都江戸川区北葛西1-22-19 | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないことから、会計細則第52条第1項に該当。 | — | 3,150,000 | — | — | 早急に修理を実施しなければ診療に支障をきたし、競争に付する暇がないため。 | 13 | |

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------|----------------------------|-------|-------------------|-----------------------------------|------|------|-----|----------|-----------------|----------------------|----|
|----------|----------------------------|-------|-------------------|-----------------------------------|------|------|-----|----------|-----------------|----------------------|----|

4.「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」